

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

オーストラリアの海洋管轄権：
西部海域の海洋管理をめぐる国家実行の射程

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-04-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 神田, 英宣 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/1717

修士学位論文内容要旨

Abstract

専攻 Major	海洋管理政策学	氏名 Name	神田 英宣
論文題目 Title	オーストラリアの海洋管轄権－西部海域の海洋管理をめぐる国家実行の射程－		

本論は、オーストラリアの海洋管理政策を通時的に整理しながら、海洋利用、海洋保全および海洋安全保障の関連性を考察して、次の3点を導いた。

第一に、海洋利用の権益をめぐって、共通利益の拡大を図るという管轄権調整が国家間の合意形成に機能することである。オーストラリアは、北西部では自国の海洋管轄権が地理的・空間的に明確に定まっていない海域を有する。なぜならインドネシアおよび東ティモールとの共同管理による管轄区域が、漁業権益、海底資源権益の配分により厳密に区分されていないからである。インドネシアとオーストラリアは共に、伝統、文化および慣習に基づく歴史的な漁業活動を尊重している。また東ティモールとオーストラリアは、期限を設けた収益配分の合意をもって共同石油開発区域（JPDA）を区分している。この海域では国連海洋法条約（UNCLOS）の管轄権配分がそのまま適用されるわけではなく、利害関係国間で管轄権を再分配されたのである。当事国どうしが管轄権の妥協を図っている以上、国家関係の変化によって更なる調整を必要とする場合が生じることを示唆している。

第二に、海洋利用の増加に伴う海洋保全政策の課題が明らかになった。国家戦略上重要となってきた西オーストラリア海域では、資源管理、航路管制、港湾保安、海上越境といった問題が空間的かつ重層的に交錯しており、西オーストラリア州だけで対応できるものではない。そのため、連邦政府および州の管轄権を調和させるように、水域に関する憲法上の移譲（OCS）が機能しなければならない。更に海洋保護政策を推進してきたオーストラリアでは、海洋の安定化を図るにあたって、海洋保全を念頭に官民一体の対応がとられてきた。その点は日本にも共通しており、官民一体化した取り組みは参考になりえる。例として、海底資源開発の進むバロー島を取り上げて、陸上と海洋の一体化した生態系維持のための課題を明らかにした。

第三に、海洋利用が海面から海中あるいは海底へと広がりを持った今、国際ルールに規定されていない安全保障態勢が求められていることである。西オーストラリア海域の北西部を境にして南側まで、オーストラリアは自国の管轄権を行使することができる。しかし、重要資産である海洋プラットフォームおよび海底通信ケーブルに対する脅威が類推されていない上に、法的規制も限定的である。国家の管轄権の配分を補うために、「海洋の自由」を享有する他国の利益に「妥当な考慮」を払いつつ、三次元の空間における監視態勢を強化する必要がある。